



〔南砺市高齢者等除雪支援事業〕

〔南砺市高齢者等除雪支援事業の要件拡充等について〕

大雪に伴う特例として、南砺市高齢者等除雪支援事業の要件の拡充等を行います。

■ 内容説明

【事業の概要】

1. 対象者

① 65歳以上高齢者のみ世帯

② ひとり暮らしの重度身体障がい者世帯

※ただし、申請年度の住民税所得割非課税世帯に限ります。

2. 支援内容

屋根雪下ろしに係る費用（下ろした雪の除雪含む）について、1回当たり1万円を限度に支援し、1冬期間あたり2回を限度とします。（山間過疎地域は、1冬期間4回を限度）

【大雪に伴う対応】

1. 対象者のうち、重度身体障がい者の要件を拡大します。

ひとり暮らしの重度身体障がい者の世帯に加えて、重度身体障がい者のみ世帯を支援対象とします。

2. 家回りの除雪を支援対象として追加します。

家回りの除雪については、「高齢者等軽度生活援助事業」として市シルバー人材センターに依頼した作業について支援対象としていますが、地域によってはシルバー人材センターでの対応が困難であることから、民間事業所等が家回りの除雪を実施した場合には、本事業の支援対象とします。

3. 事後申請であっても受け付けます。

原則として冬期間前に事前申請いただき、実績に応じて支援していますが、事前申請を行っていないが支援の対象となるか等の問い合わせもあることから、事後申請も受け付けます。

4. 助成金請求書類に作業前後の写真添付がなくても受け付けます。

大雪による緊急時には写真が撮れない場合も多々あることから、写真がない場合でも作業を実施したことが分かる領収書があれば受け付けます。

南砺市高齢者等除雪支援事業



変更前

○対象者

- ・ 65歳以上のみ世帯
- ・ ひとり暮らしの重度身体障がい者
(住民税所得割非課税世帯)

○対象作業

- ・ 屋根雪下ろし (下した雪の除雪も含む)

○依頼先

指定なし
(ただし、3親等内の親族は対象外)

○申請

- ・ 原則として、事前申請が必要
- ・ 助成金請求時に、作業前後の写真が必要

変更後

○対象者

- ・ 65歳以上のみ世帯
- ・ **重度身体障がい者のみ世帯**
(住民税所得割非課税世帯)

○対象作業

- ・ 屋根雪下ろし (下ろした雪の除雪も含む)
及び**家周りの除雪**

○依頼先

指定なし
(ただし、3親等内の親族は対象外)

○申請

- ・ **事後申請であっても受付可**
- ・ 助成金請求時に、**作業前後の写真が無くても受付可**